

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技実施要項

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技については、この要項に定めるとおりとする。

1 委託する業務の内容

別添「スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託仕様書」(以下、「委託仕様書」という。)」のとおりとする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託上限額

4,817,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。また、予定価格は別途定める。

4 スケジュール

令和8年2月16日(月)	プロポーザル実施の公表
令和8年2月19日(木)正午	質問事項の受付期限
令和8年2月24日(火)	質問事項への回答
令和8年2月27日(金)午後4時	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和8年3月3日(火)午後4時	企画提案書等の提出期限
令和8年3月中下旬	企画提案審査
令和8年3月下旬	審査結果の通知
令和8年4月1日(水)	委託契約

5 参加資格

次の（1）から（7）に該当する法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (4) 本件の公示日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (5) 本件の公示日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者
- (7) 本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。

6 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、運営内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 説明会は行わず、本実施要項及び仕様書に基づき実施する。

7 質問事項の受付及び回答

この要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法
 - 様式3に記入の上、電子メールで提出すること。なお、送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。
 - メールアドレス等は、下記15「問合せ先及び書類の提出先」記載のとおり。
- (2) 提出期限
 - 令和8年2月19日(木)正午 必着
- (3) 回答
 - 質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、令和8年2月24日(火)中に県ホームページ上に公開する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

8 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、様式1「スマートステーション「flat(フラ

ット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールとする。なお、送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。

メールアドレス等は、下記15「問合せ先及び書類の提出先」記載のとおり。

(2) 提出期限

令和8年2月27日(金) 午後4時必着

なお、やむを得ない理由により参加希望を取り下げる場合は様式2「スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技参加希望取下書」を提出すること。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 企画提案書

企画提案書の様式は任意とするが、委託仕様書に基づいて、A4判・横で作成し、次の事項を記載すること。

ア 目標、基本姿勢、取組方針

イ 実施内容及び方法

(ア) 業務処理に関する支援

(イ) 健康管理に関する支援

(ウ) 職場環境に関する支援

(エ) 人事管理に関する支援

(オ) 研修

(カ) スマートステーションに関する就労支援機関等への周知等

(キ) 障害者雇用スタッフのステップアップに関する支援

(ク) 庁内の障害者雇用に関する全般的な支援

ウ 全体計画及び実施スケジュール

エ 運営管理体制や危機管理対応

オ 障害者就労支援アドバイザーとして配置される者の知識・経験等

カ 障害者の就労支援に関する実績等（業務の発注者、実施時期、実施内容、成果等）

キ その他必要と思われる事項

※企画提案書には、提案時に予定している内容を記載すること。実施内容等については委託先候補選定後、協議の上、決定する。

(2) 委託料の見積書

- ア 「3 委託上限額」に掲げる金額の範囲内で作成し、その合算額（委託料の総額）を明記すること。
 - イ 経費の内訳表も合わせて作成すること。
 - ウ 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表社印は不要。
- (3) 法人の概要がわかるもの（設立趣意書、定款、事業内容のパンフレット等）
- (4) 登記事項証明書（企画提案書等提出日3か月以内に取得した現在事項全部証明書）
- (5) 様式4「実施要項「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書」

10 企画提案書等の提出方法等

（1）提出方法

- ア 原則として電子データで提出すること。メールアドレス等は、下記15「問合せ先及び書類の提出先」記載のとおり。なお、送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。
- イ 電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送（簡易書留等文書の到着が確認できる方法）によること。
- ウ 持参による提出は、開庁日の午前9時から午後5時まで受け付ける。ただし、提出期限の令和8年3月3日（火）の受付は午後4時で終了する。

（2）提出期限

令和8年3月3日（火）午後4時必着

（3）その他

- ア 企画提案書の提出は1者につき1提案に限る。複数の提案はできない。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

11 委託先候補者の選定

（1）審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「スマートステーション「flat（フラット）」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る委託先選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書を審査基準により総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。なお、提案者によるプレゼンテーションは行わず、提出された書面により審査を行う。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

(2) 主な審査内容

ア 基本姿勢・取組方針

- ・ 委託業務の目的を実現するための目標、基本姿勢や取組方針が事業の趣旨に沿っているか
- ・ 提案内容の実現可能性やその実現に向けた姿勢は評価できるか

イ 実施内容及び方法

(ア) 業務処理に関する支援

- ・ 実際の業務の中で障害特性を適時適切に把握できるか
- ・ 助言は実際の業務に即して行われるか

(イ) 健康管理に関する支援

- ・ 障害特性に沿った実践的な助言が行われるか

(ウ) 職場環境に関する支援

- ・ 執務に適した実践的な助言が行われるか

(エ) 人事管理に関する支援

- ・ 障害特性に沿った実践的な助言が行われるか
- ・ 募集・選考・任用に関して実践的な助言ができるか
- ・ 就労支援機関等の連絡調整は円滑かつ効果的に行えるか
- ・ スマートステーションの理解が促進される見学者対応ができるか

(オ) 研修

- ・ 研修の内容（対象者に対する質・実施時期・回数）は効果的か

(カ) スマートステーションに関する就労支援機関等への周知等

- ・ 募集情報などの周知の時期や内容、範囲等は適切か

(キ) 障害者雇用スタッフのステップアップに関する支援

- ・ 障害特性にも加味して実践的な助言が行われるか

(ク) 庁内の障害者雇用に関する全般的な支援

- ・ 助言や情報提供は適時適切に行われるか

ウ 業務遂行能力

- ・ 委託業務の全体計画及び実施スケジュールは妥当か
- ・ 委託業務の目的を達成するための運営及びその管理体制が適確か（職員の配置、職員の知識・経験等）
- ・ 危機管理対応・トラブルや困難事案への相談対応が適確か（緊急時等において適時適切なアドバイスが提供できるか等）

- ・アドバイザーとして配置される者は豊富な知識や経験等を有しているか
- ・過去に委託業務と同種又は類似の業務を実施した実績等、その他委託業務の実施に関連した経験や知識を有していると認められるか

エ 見積額

- ・提案内容に対して見積額が適正か

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月下旬に提案者全員に対し、令和8年3月下旬に電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

1 2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本企画提案競技に係る提出書類が提出期限を過ぎた場合
- (2) 本企画提案競技に係る提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) (1) 及び (2) の他本要項の規定に反する行為を行った場合
- (4) 本企画提案競技に関して信義に反する行為や社会的信用を損なう行為を行った場合

1 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案内容の一部について変更を求める場合がある。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託先候補者に事故等があり委託先候補者としての資格要件を失った時は、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委託先選定委員会において評価点が2案目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額があったときは、当該企画提案競技は無効とする。
- (4) 協議が整った場合は、委託候補先に選定された者から改めて見積書を徴取し、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

1 4 その他

- (1) 提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。

1.5 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県総務部人事課 スマートステーション担当
(電子メールアドレス) a2425-17@pref.saitama.lg.jp
(電話) 048-830-7731 (直通)

様式1

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザー
に関する業務委託に係る企画提案競技参加希望書

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技実施要項に基づき、企画提案競技への参加を希望します。

令和8年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

参加希望者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

(担当者) 所属・職・氏名

電話

電子メール

様式2

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技参加希望取下書

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技実施要項に基づき、令和8年 月 日付けで行ったスマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技への参加希望を取り下げます。

令和8年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

参加希望者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

(担当者) 所属・職・氏名

電話

電子メール

様式3

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザー
に関する業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等の質問書

埼玉県総務部人事課 スマートステーション担当宛て

法人名

担当者名

連絡先 電話

電子メール

質問項目	質問内容

様式4

実施要項「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書

令和8年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

参加希望者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技への参加にあたり、スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技実施要項の「5 参加資格」を満たしていることを誓約します。

(参考)スマートステーション「flat(フラット)」における障害者就労支援アドバイザーに関する業務委託に係る企画提案競技実施要項(抜粋)

5 参加資格

次の(1)から(7)に該当する者であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (4)本件の公示日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (5)本件の公示日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (6)法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者
- (7)本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。